

下町ボブスレーロゴの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別記「下町ボブスレー」ロゴ（以下「ロゴ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権利)

第2条 ロゴに関する著作権など一切の権利は、下町ボブスレー合同会社（以下「合同会社」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 ロゴを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、合同会社や下町ボブスレープロジェクト推進委員会メンバー（以下「メンバー」という。）・プロジェクトのスポンサーが主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ合同会社の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者および報道関係機関・メンバー・スポンサーは、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、合同会社が委任する（公財）大田区産業振興協会に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
（報道関係機関・メンバー・スポンサーを除く）
- (2) ロゴ等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他合同会社が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 合同会社は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が大田区内の地域活動の推進やのPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、合同会社は必要があると認める場合には、ロゴの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 合同会社は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第5条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、合同会社は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 合同会社の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者がに商品等を販売する場合
- (6) ロゴの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

- (7) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (8) 立体物で、その表現がロゴの立体物と合理性が認められない場合
 - (9) ロゴの著しい変形その他ロゴの利用が適当でないと認められる場合
- (利用料)

第6条 ロゴの利用料については、当分の間、無料とする。

2 売上によって利益を上げられる場合は、「下町ボブスレープロジェクト」の趣旨に賛同と理解をした上で、特別寄附金を検討するものとする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ロゴを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、©申請年度西暦年 下町ボブスレー#許諾番号（例「©2015下町ボブスレー#●●●●」又は「©2015shitamachibobsleigh#●●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を合同会社に提出し、合同会社の許諾を受けなければならない。

2 合同会社は、前項にある変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 合同会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) ロゴの利用継続が不相当であると認められた場合

2 合同会社は、前項による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 合同会社は、利用者にロゴの利用状況等について報告させ、又は調査すること

ができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標登録や意匠登録するなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与するものではない。また商品、利用者等について合同会社の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 合同会社は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 合同会社は、ロゴの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、合同会社に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により合同会社に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を合同会社に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 合同会社は、ロゴの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する審査・通知事務は、合同会社が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、合同会社が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

2 合同会社は、平成26年2月末日を経過する場合において、この要綱の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から適用する。

2 合同会社は、平成30年3月末日を経過する場合において、この要綱の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【別記】

